

# 大阪市立大学特別招へい教員給与規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 95

最近改正 令和 3. 5. 31 規程 132

## 第 1 章 総則

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪市立大学特定有期雇用教職員就業規則（以下「特定有期雇用教職員就業規則」という。）第 50 条の規定に基づき、同条第 3 号に掲げる特別招へい教員（以下「特別招へい教員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

### (給与の種類)

第 2 条 特別招へい教員の給与は、年俸、通勤手当、超過勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当とする。

## 第 2 章 年俸の決定

### (年俸)

第 3 条 特別招へい教員の年俸は、別表第 1 に定める年俸表のとおりとする。

### (採用時の年俸)

第 4 条 新たに特別招へい教員となった者の年俸の額は、職務内容ごとに別表第 2 に定める号給の範囲内で、その者の業務内容及び経歴を勘案して決定した号給の別に応じ別表第 1 の標準欄に定める額とする。

### (年俸の計算期間)

第 5 条 年俸の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

### (年俸の改定)

第 6 条 第 4 条に定める年俸の額は、契約期間を更新する際に、改定することがある。

2 年俸の改定は、その者の契約期間における人事評価、勤務状況等を勘案して別表第 1 の第 4 条の規定により決定された号給における（－1）欄、標準欄、（＋1）欄又は（＋2）欄のいずれかの額に改定する。

### (年俸の情勢改定)

第 7 条 前条に定めるほか、理事長が必要であると認める場合については、本法人の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮し、年俸を改定することができる。

### (年俸の決定の特例)

第 8 条 その者の従事する職務の内容、経歴等を考慮し、理事長が特に必要と認める場合については、前 5 条の規定にかかわらず年俸の額を決定することができる。

## 第 3 章 年俸の支給方法

#### (年俸の支給方法)

第9条 年俸は、12等分して毎月の給与支給日に支給する。

#### (新たに特別招へい教員になった者に対する支給方法)

第10条 計算期間の途中で新たに特別招へい教員になった者については、特別招へい教員となった日から年俸を支給する。

2 前項の適用を受ける者が当該計算期間に受ける年俸は、前条の規定による年俸の額を12月で除して得た額(以下「年俸月割額」という。)に、特別招へい教員となった日から計算期間の末日までの期間の月数(1月未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。)を乗じて得た額を支給する。この場合、毎月の給与支給日に支給する年俸の額は、年俸月割額とする。

3 月の途中で特別招へい教員となった者については、前項に定める年俸のほか、年俸月割額を大阪市立大学特定有期雇用教職員給与規程(以下「特定有期雇用教職員給与規程」という。)第8条の例により日割計算して得た額の特別招へい教員となった日以降の勤務した日数分を、特別招へい教員となった日の翌月の給与支給日に支給する。

#### (退職者等に対する支給方法)

第11条 特別招へい教員である者が、その職を離れたときは、その日(以下「離職日」という。)の翌日以降の年俸は支給しない。

2 前項の支給しないこととなる年俸は、当該計算期間の年俸月割額に、離職日から計算期間の末日までの間の月数(端数が生じたときはこれを切り上げる。)を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、月の途中でその職を離れた者については、年俸月割額を特定有期雇用教職員給与規程第8条の例により日割計算して得た額の離職日以前の勤務した日数分を、離職日の属する月の給与支給日に支給する。

4 前3項の規定にかかわらず、特別招へい教員である者が死亡したときは、死亡した日の属する月分の年俸を、死亡した日の属する月の給与支給日に支給する。

### 第4章 休職者等の基本年俸

#### (休職者等の年俸)

第12条 次の各号に掲げる休職等となった特別招へい教員のその間の年俸については、特定有期雇用教職員給与規程第6章に定める休職等となった特定有期雇用教職員に支給される給料の規定を準用して支給する。この場合、給料を年俸月割額と読み替えるものとする。

- (1) 特定有期雇用教職員就業規則第16条第1項の規定による休職
- (2) 特定有期雇用教職員就業規則第46条第3号の規定による停職
- (3) 大阪市立大学特定有期雇用教職員等の育児・介護休業等に関する規程(以下「育児介護休業規程」という。)に規定する育児休業及び介護休業

- (4) 育児介護休業規程に規定する育児短時間勤務
- (5) 特定有期雇用教職員就業規則第 41 条に定める業務傷病休業又は通勤傷病休業  
(欠勤等による年俸の減額)

第 13 条 特別招へい教員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない 1 日又は 1 時間につき勤務 1 日又は 1 時間当たりの年俸額をその者に支給すべき年俸の額から減額する。

- (1) 大阪市立大学特定有期雇用教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「特定有期雇用教職員勤務時間等規程」という。）第 21 条に規定する年次有給休暇
  - (2) 特定有期雇用教職員勤務時間等規程第 29 条第 1 項に規定する特別休暇。ただし、同条同項第 8 号に掲げる休暇は、年 13 回を限度とし、1 回について 2 日以内に限るものとする。
  - (3) 特定有期雇用教職員就業規則第 55 条及び特定有期雇用教職員勤務時間等規程第 34 条に規定する病気休暇
  - (4) 特定有期雇用教職員勤務時間等規程第 19 条第 1 項の規定により勤務しないことの承認を受けた日
  - (5) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合
- 2 前項の規定により年俸減額の対象となる時間数については、その月分を合計し、その合計時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、特定有期雇用教職員勤務時間等規程第 34 条に定める病気休暇の期間及び特定有期雇用教職員就業規則第 54 条第 1 項第 2 号（同号に準ずる者として第 3 号の適用を受ける者を含む。以下同じ。）により就業を禁止され第 55 条の病気休暇を付与された期間並びにそれらの後に引き続く休日、又は特定有期雇用教職員就業規則第 38 条の欠勤（心身の故障によるものではないことが明らかな場合を除き、1 日未満の遅刻、早退及び外出は 1 日とみなす。の期間（以下「病気休暇等の期間」という。）が引き続き 90 日を超えるに至った日以降の期間については、病気休暇により勤務しない 1 日につき 1 日当たりの給料の額の 100 分の 50 をその者に支給すべき給料の額から減額する。
- 4 前項に掲げる病気休暇等の期間の計算にあたって、病気休暇等の期間と病気休暇等の期間の間の期間がある場合については、大阪市立大学特定有期雇用教職員給与規程第 37 条第 4 項の規定を準用する。

**(勤務 1 日又は 1 時間当たりの年俸額)**

第 14 条 前条第 1 項に規定する勤務 1 日当たりの年俸額は、年俸月割額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

- 2 前条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給料額は、次の計算式により得られる額とする。

「年俸の額」

「年間勤務時間」

3 前項に規定する年間勤務時間とは、次の計算式により得られる時間とする。

「年間勤務時間」＝「週所定労働時間数」×（365－「年間祝日等日数」）÷365×52

4 前項の週所定労働時間数及び年間祝日等日数の定義については、特定有期雇用教職員給与規程第16条第3項の規定を準用する。

5 第3項に規定する年間勤務時間に30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

## 第5章 手当

### （通勤手当）

第15条 特別招へい教員の通勤手当については、特定有期雇用教職員給与規程第22条の規定を準用する。

### （超過勤務手当）

第16条 特定有期雇用教職員勤務時間等規程第2章又は第3章に規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命じられて勤務した特別招へい教員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの年俸額に、所定の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 特定有期雇用教職員勤務時間等規程第7条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日の勤務（第2号に掲げるものを除く。） 100分の125

(2) 休日以外の日の勤務のうち、午後10時から翌日の午前5時までの間であるもの 100分の150

(3) 休日の勤務（第4号に掲げるものを除く。） 100分の135

(4) 休日の勤務のうち、午後10時から翌日の午前5時までの間であるもの 100分の160

2 前項の規定により超過勤務手当が支給されることとなる勤務の時間の合計が1月につき45時間を超えた特別招へい教員には、同項の規定にかかわらず、同項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、「100分の150」とあるのは「100分の155」と読み替えて同項の規定を適用する。

3 第1項の規定により超過勤務手当が支給されることとなる勤務の時間の合計が1年（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）につき360時間を超えた特別招へい教員には、同項の規定にかかわらず、同項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、「100分の150」とあるのは「100分の155」と読み替えて同項の規定を適用する。

4 第1項の規定により超過勤務手当が支給されることとなる勤務の時間の合計が1月につき60時間を超えた特別招へい教員には、前3項の規定にかかわらず、その60時間を超えて勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、100分の150（その勤

務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175) を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

#### (夜間勤務手当)

第 17 条 所定の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した特別招へい教員には、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

#### (管理職員深夜勤務手当)

第 18 条 特定有期雇用教職員勤務時間等規程第 14 条の規定の適用を受ける特別招へい教員(以下「管理監督者」という。)が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した場合には、勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を管理職員深夜勤務手当として支給する。

2 前 2 条の規定は、管理監督者には適用しない。

#### (超過勤務手当等の計算の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額)

第 19 条 前 3 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。

「年俸の額」

「年間勤務時間」

2 前項に規定する年間勤務時間は、第 14 条第 3 項から第 5 項までに規定により得られる時間とする。

#### (超過勤務手当等の計算)

第 20 条 前 4 条の規定により勤務 1 時間につき支給する超過勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げる。

2 超過勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数(支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数)によって計算するものとし、この場合において、当該時間数に、30 分未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数を生じたときはこれを 1 時間に切り上げる。

## 第 6 章 給与の支払日等

### (支給日)

第 21 条 第 9 条の給与支給日(以下「給与支給日」という。)は、毎月 17 日とする。ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日とする。

(1) 日曜日(次号に掲げる日を除く。)又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 2 条に規定する国民の祝日(以下「祝日」という。) その翌日

- (2) 日曜日でその翌日が祝日であるもの その前々日
  - (3) 土曜日 その前日
- 2 超過勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員深夜勤務手当の支給日は、翌月の給与支給日とする。
- 3 通勤手当の支給日は、特定有期雇用教職員給与規程第 28 条に定めるところによる。

**(給与の支払方法等)**

第 22 条 前条に定めるほか、給与の支払方法等については、特定有期雇用教職員給与規程第 8 章及び第 9 章の規定を準用する。

**附 則**

**(施行期日等)**

- 1 この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

**(年俸の改定の取扱い)**

- 2 平成 31 年 3 月 31 日に合併前の公立大学法人大阪市立大学特定有期雇用教職員就業規則に基づき合併前の公立大学法人大阪市立大学の特別招へい教員として在職し、合併により本法人に身分を承継された特別招へい教員の第 6 条の規定の適用については、同条に規定する契約期間には公立大学法人大阪市立大学の特別招へい教員としての契約期間を含むものとする。

**(超過勤務手当の支給の特例)**

- 3 第 16 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じる超過勤務手当について適用し、同日より前に支給すべき事由が生じた超過勤務手当については、合併前の公立大学法人大阪市立大学特別招へい教員給与規程の例による。

**附 則 (令和 2. 3. 31 規程 63)**

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (令和 3. 5. 31 規程 132)**

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1

号給	年俸額			
	－ 1	標準	＋ 1	＋ 2
1	5,388,000	5,508,000	5,628,000	5,748,000
2	5,700,000	5,820,000	5,940,000	6,060,000
3	6,012,000	6,132,000	6,252,000	6,372,000

4	6,336,000	6,456,000	6,576,000	6,696,000
5	6,648,000	6,768,000	6,888,000	7,008,000
6	6,972,000	7,092,000	7,212,000	7,332,000
7	7,296,000	7,416,000	7,536,000	7,656,000
8	7,620,000	7,740,000	7,860,000	7,980,000
9	7,944,000	8,064,000	8,184,000	8,304,000
10	8,256,000	8,376,000	8,496,000	8,616,000
11	8,760,000	9,000,000	9,240,000	9,480,000
12	9,408,000	9,648,000	9,888,000	10,128,000
13	10,044,000	10,284,000	10,524,000	10,764,000
14	10,680,000	10,920,000	11,160,000	11,400,000
15	11,316,000	11,556,000	11,796,000	12,036,000
16	11,952,000	12,192,000	12,432,000	12,672,000
17	12,972,000	13,452,000	13,932,000	14,412,000
18	14,232,000	14,712,000	15,192,000	15,672,000
19	15,492,000	15,972,000	16,452,000	16,932,000
20	16,752,000	17,232,000	17,712,000	18,192,000
21	18,012,000	18,492,000	18,972,000	19,452,000
22	19,272,000	19,752,000	20,232,000	20,712,000

別表第2

職務の内容	適用する号給の範囲
助教の職務	1号給から5号給
講師の職務	4号級から8号給
准教授の職務	6号給から14号給
教授の職務	11号給から16号給
理事長が指定する 教授の職務	17号給から22号給

